

# 屋外広告物許可申請 提出書類一覧表

■申請に必要な提出書類は下記のとおりです(滋賀県屋外広告物条例施行規則に基づく)。

区分	提出書類	必要部数	確認欄
新規申請	屋外広告物許可申請書(正・副)(様式第2号)	正副各1部	
	表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの)		
	色彩および意匠を明らかにした図面		
	形状、寸法、材料、および構造を明らかにした仕様書および図面		
	土地または建築物等との関係を明らかにした配置図		
	周囲の状況がわかるカラー写真		
	工作物確認(条例第10条第2項)の対象となる物件の場合は、管理者が屋外広告物講習会修了者等であることを証する書類		
変更申請 (改装・改造、移転等)	屋外広告物変更許可申請書(正・副)(様式第2号)	正副各1部	
	表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの)		
	当該物件のカラー写真		
	色彩および意匠を明らかにした図面		
	形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面		
	土地または建築物等との関係を明らかにした配置図		
	周囲の状況がわかるカラー写真		
工作物確認(条例第10条第2項)の対象となる物件の場合は、管理者が屋外広告物講習会修了者等であることを証する書類			
継続申請	屋外広告物継続許可申請書(正・副)(様式第2号)	正副各1部	
	表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの)		
	屋外広告物安全点検調書(様式第2号の2)(当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件である場合に限る)		
	当該広告物または掲出物件と周囲の状況がわかるカラー写真		
設置者・管理者の住所・氏名を変更した場合	住所氏名変更届出書(様式第3号)	1部	
撤去した場合	屋外広告物除却届出書(様式第6号)	1部	
	除却後の状況がわかるカラー写真		

## <留意事項>

- 広告物の設置にあたり、以下のように他法令による手続きが必要となる場合があります。
  - ・広告物の高さが4mを越える場合は建築基準法による工作物の確認が必要です。
  - ・広告物を道路上に掲出する場合は、道路法による道路占用の許可(申請窓口はそれぞれの道路管理者)および道路交通法による道路使用の許可(申請窓口は所轄の警察)が必要です。
  - ・一定規模以上の建築物や工作物の新築(新設)や増改築を行う場合、景観法による届出(申請窓口は滋賀県都市計画課)が必要となる場合があります。
- 軽微な改装・改造等の場合は変更申請が不要となる場合があります。  
(広告物の変更がある場合は申請前に日野町建設計画課まで相談ください。)
- 継続申請は、期間満了の日の10日前までに許可を受ける必要があります。
- 新規、変更・改造、継続の許可申請の際には申請手数料が必要となります。